

本宮市農業委員会 平成31年3月総会 議事録

1. 開催日時 平成31年3月28日(木)午後1時30分

2. 開催場所 中央公民館 1階「第3研修室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
		5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	石橋 広基	2番	遠藤栄太郎	3番	遠藤 俊雄
4番	遠藤 秀男			6番	佐藤 一徳
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏	9番	鍋島 正則
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員 農業委員会委員 4番 國分 政利

農地利用最適化推進委員 5番 國分 隆一

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。欠席の通告は、農業委員4番國分政利委員、推進委員5番國分隆一委員であります。開会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会3月定例会を開会いたします。

事務局長 続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員7番 渡邊孝一 委員 農業委員8番 渡邊平二 委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

(7番 渡邊孝一 委員)

現地調査委員長 調査委員長に選任されました、渡邊孝一です。今回は、遠藤秀男委員、三瓶和彦委員で調査を実施しました。去る3月11日(月)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第

13号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第5条第1項の規定に基づくもので、一般住宅、駐車場、資材置場敷地等の転用です。いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。次に、議案第14号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1については、すでに原野化しており、耕作できるような状態ではなく、非農地と判断致しました。申請場所は、土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと判断いたしました。次に、件番2についても、すでに原野化しており、耕作できるような状態ではなく、非農地と判断致しました。申請場所は、土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないものと判断いたしました。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 続いて、2月定例会での許可についての報告と報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出」に対する報告について」を事務局より報告いたさせます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 2月定例会許可分は、2月25日付で、許可指令証を交付いたしました。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6.付議事件議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第10号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番1番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

渡邊孝一委員 議案第10号 件番1について、3月24日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。件番1については、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(質疑)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第10号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 会長伊藤 隆一 議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について」承認
 することに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願
 出について」承認することに決定いたしました。
 会長伊藤 隆一 次に、議案第 12 号「農地転用に係る事業計画の変更ついて」を上程します。
 事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 会長伊藤 隆一 議案第 12 号「農地転用に係る事業計画の変更について」は許可することにす
 ることに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 12 号「農地転用に係る事業計画の変更について」は
 許可することに決定いたしました。次に、議案第 13 号「農地の転用のための
 権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたし
 ます。最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
 事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 会長伊藤 隆一 議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異
 議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。次に、議案第 14 号「現況確認証明願いについて」を上程します。件番 1 について上程してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 14 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、件番 1 は、非農地である証明をすることに決定いたしました。次に、件番 2 について上程してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、件番 2 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 14 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、件番 2 は、非農地である証明をすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 それでは、次に、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(質疑)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 16 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(質疑)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 16 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、本宮市長より送付された計画の変更(案)のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 16 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、本宮市長より送付された計画の変更(案)のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 17 号「下限面積要件の特例措置(別段面積)の設定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(質疑)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 17 号「下限面積要件の特例措置(別段面積)の設定について」の議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 17 号「下限面積要件の特例措置(別段面積)の設定について」の議案は、原案のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(質疑)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について」の議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 18 号「本宮市農作業労働賃金及び穀物調整料金の改定について」の議案は、原案のとおり決定いたしました。以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 3 月定例会を閉会いたします。

平成31年3月28日
(閉会午後2時30分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席7番委員 渡邊 孝一

議席8番委員 渡邊 平二
